

専門研究 B

特別支援学校における障害の重複した子ども 一人一人の教育的ニーズに応じる教育の 在り方に関する研究 —現状の把握と課題の検討—

(平成21年度～22年度)

研究成果報告書

平成23年3月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

はじめに

戦後、日本の障害のある子どもの教育制度は、教育基本法第4条において、障害があろうともなかろうとも、全ての子どもが就学の機会（教育の機会）を与えられていることを前提とし、障害の種類や程度に応じて教育の場を整備するとともに、きめ細やかな教育を効果的に行うという視点で展開されてきた。さらに、障害の状態に応じた適切な教育を行うために、特殊学級の設置、また通級による指導の制度化を図り、障害のある子どもの教育制度を充実させてきた、という経緯がある。

すなわち、障害のある幼児児童生徒の教育の具体的な展開は、現行の教育制度（学校教育法施行令22条3）に基づく障害種別を基軸として成立しており、従前から教育実践や研究活動に関しては、いわゆる盲者・聾者・知的障害者・肢体不自由者・及び病弱者という各障害種別の状況下において行われてきたのである。

障害の重複した子どもの教育に関する教育実践や研究もまた、上記制度上の障害種別による5障害のうち2つ以上の障害を併せ有するという概念を基軸に、例えば「肢体不自由を伴う重度・重複障害児の・・・」や「視覚障害と知的障害を併わせ有する・・・」や「視覚障害と聴覚障害のある子どもの・・・」という表現を用いることにより、このような枠組みを第一義的な捉え方で子どもの教育実践や研究が行われてきた、といえる。

他方、平成13（2001）年1月に今後の特殊教育の在り方に関する報告書「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」が出されて以降、平成15（2003）年3月には「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告書）」、平成17（2005）年12月には「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が出され、特別支援教育を推進するための制度整備に関し一人一人のニーズに応じた教育を展開していく、（筆者傍線）とする基本的な考え方が示されてきた。

このような基本的な考えの下、我が国における障害のある児童生徒等に関する教育制度は、国内外の情勢の変化を踏まえながら、「特殊教育」から「特別支援教育」への大きな転換に取り組み始め、小・中学校を包含した障害のある子どもの教育がより弾力的に運用されることとなり、平成18（2006）年には学校教育法の一部が改正され、さらに平成19年12月に教育基本法も改正され、我が国においては「特殊教育」から「特別支援教育」へ名実ともに新たな第一歩を踏み出すこととなったのである。

これらの動向の背景には、国際的な動向や従前からの日本の障害者施策における障害者基本計画、および教育振興基本計画に見られるように、ノーマライゼーションやインクルージョンの考え方を踏まえた制度設計が教育の分野においても進展されつつある、という大きな流れの変化がある。すなわち、平成18（2006）年12月には国連で「障害者の権利条約」が採択され、その第24条で教育に関する障害者の権利について示されたことで、国際的に障害者を包容する（筆者傍線）教育制度及び生涯学習を確保することが求められることとなり、我が国も、平成19（2007）年9月には「障害者の権利条約」に署名した。この「障害者の権利条約」は遠からず我が国においても批准されることと推測されるが、その背景にある「包容：インクルージョン」の考え方に関しては、文部科学大臣が「教育制度はよりインクルーシブな方向へと移行していくことは国際的な

潮流です（2007年季刊特別支援教育より）」と述べていることから、新たな大きな流れの変化は認識されよう。

このような内外の状況の中、本研究の当初から研究グループでは障害の重複した子どもの教育を「一人一人の教育的ニーズ」から総括的に観たときに、現行の教育制度の中でどのような工夫がなされているか、またどのような課題があるのか、を明らかにすることがまずは必要である、との立場からこの研究を遂行することとした。

しかし、研究の遂行過程において、従前からの障害（者）観や教育観が大きく変化しつつある内外の動向を鑑みる時、この研究が掲げるテーマの下で果たして障害種別の重なりや程度をさらに明確化・精緻化していくという方向性が、一個の人間として社会生活を行っている子ども、あるいは今後の特別支援教育を進展させていこうとする教育現場のために有効なものかどうか、改めて個々のニーズや人間の多様性の原点から本研究の枠組みについて検討を加えねばならない、という大きな課題を認識することとなった。

本研究ではこれらのことを踏まえながら、教育現場におけるいわゆる「重複障害」と表現される幼児児童生徒の教育の現状を調査するとともに、国際的な動向や従前からの障害児（者）観や教育観が大きく変化しつつある国内的動向に鑑み、今後の本研究所における各研究の方向性も踏まえ、改めて「重複障害教育とは」という問いに対し、その基本的な考え方や捉え方に関する提言を行うこととした。

特別支援学校における障害の重複した子ども一人一人の教育的ニーズに応じる教育のあり方
に関する研究 ―現状の把握と課題の検討―
研究成果報告書

目次

はじめに

研究の概要

- 1 研究の背景と目的
- 2 研究体制
- 3 研究の内容
- 4 研究の実施状況

第1章 我が国における「複数の種類の障害を併せ有する子ども」の教育の枠組みと課題

- 第1節 「重複障害」の概念と教育の枠組み 1
- 第2節 特殊教育実践研究課題からみる特別支援学校における重複障害の研究課題
..... 8
- 第3節 本研究所における「複数の種類の障害を併せ有する子ども」に関する研究について
.....15
- 第4節 現状における課題と問題提起.....29

第2章 「複数の種類の障害を併せ有する子ども」の教育についての現状把握

- 第1節 調査方法.....31
- 第2節 調査結果.....34
 - 第1項 どのような子どもがいるか
 - 第2項 どのような教育課程を編成して教育を行っているか
 - 第3項 指導上どのような課題がありどのような工夫を行っているか
 - 第4項 専門的な知見をどのように取り入れ、活用しているか
 - 第5項 卒業後を見据えてどのような課題がありどのような工夫を行っているか
- 第3節 考察とまとめ.....58

第3章 「複数の種類の障害を併せ有する子ども」の教育の枠組みの検討と展望

- 第1節 障害者の権利に関する条約と複数の種類の障害を併せ有する子どもの目指す方向性
～インクルーシブな教育と一人一人の教育的ニーズに関する意識的な視座～
.....63
- 第2節 諸外国における「複数の障害の種類を併せ有する子ども」の定義と教育の特徴
.....72

第4章 総合考察および今後の課題95

資料 特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒に関する調査結果

研究の概要

1 研究の背景と目的

盲学校、聾学校、養護学校は、昭和 22（1947）年、教育基本法とともに公布された「学校教育法」により、特殊教育（現行の特別支援教育）を行う学校として制度化され、その翌年の昭和 23（1948）年 4 月から盲学校と聾学校が、また、昭和 54（1979）年には、養護学校についても義務制が実施された。

養護学校の義務制の実施により、これまで、就学猶予や就学免除とされていた重度・重複障害のある児童生徒の養護学校への就学が義務付けられることとなった。これを境に、養護学校では、重度・重複障害のある児童生徒の在籍比率が高まることとなる。^{※(1)}

一方、近年、自閉症など発達障害に関わる研究が進むとともに、その教育的な対応に関する課題が「障害の多様化」として提起されるようになった。

これらの教育課題は、「障害の重度・重複化、多様化」の課題として括られ、様々な場で議論されてきた。

平成 19（2007）年の学校教育法の一部改正による特別支援学校制度の創設は、これらの教育課題への対応を一つの理由としている。

「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）」（18 文科初第 446 号、平成 18 年 7 月 18 日）では、「児童生徒等の障害の重複化への対応という今般の制度改正の趣旨を踏まえ、可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行う方向で検討されることが望ましいこと。」（第 6 留意事項（2））と説明している。（筆者傍線）

また、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局長通知 19 文科初第 125 号）（平成 19 年 4 月 1 日）では、「特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。」（「4. 特別支援学校における取組（1）「特別支援教育のさらなる推進」）（筆者傍線）と説明している。

「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議経過報告」（平成 22 年 3 月 24 日）では、特別支援学校における現状と課題を整理し、「各都道府県において、特別支援学校の近年の在籍者数の増加や対象となる幼児児童生徒の障害の重度・重複化等の状況を踏まえ、特別支援学校の複数障害への対応も含めた適正配置に向け、規模の適正化を含め計画的な整備を行うことが重要である。」（「検討の方向性及び課題」（在籍者への対応））と説明している。（筆者傍線）

この研究は、これらの特別支援学校の「重度・重複化、多様化」で括られる教育課題に対応するための基礎的な事項を整理するための研究である。

研究の標題を「特別支援学校における障害の重複した子ども一人一人の教育的ニーズに応じる教育の在り方に関する研究—現状把握と課題の検討—」と定めたことは、特別支援学校における教育が、「障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施する」ためのものであり、「様々な障害種^{※(2)}に対応することができる体制づくりが重要」であることの趣旨を込めている。

この研究は、第一に、特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害の「重度・重複化、多様化」の実態を把握することを課題として取り上げることとした。

重複障害教育に関しては、既に、多数の調査・研究が行われている。この研究は、まずこれらの調査・研究を整理した。重度・重複化、多様化を対象とした研究は数多くあるが、その多くが「重複障害学級」の在籍者を対象とした研究であった。^{※(3)}

この研究では、児童生徒が在籍している学級の種別（単一障害学級、重複障害学級）を問わず、特別支援学校に在籍する児童生徒の全体の状況を把握することとした。

各学校現場からの情報を踏まえ、重度・重複化、多様化は、「重複障害学級」だけでなく、「単一障害学級」の在籍者も含めた課題であるとの認識からである。

「単一障害学級」に在籍する児童生徒の中で、特に、自閉症等の発達障害を併せ有する児童生徒への教育的対応が課題となっている。また、弱視や難聴などの比較的軽度の感覚障害を併せ有する児童生徒、比較的軽度の運動障害を併せ有する児童生徒、病気を併せ有する児童生徒、比較的軽度の知的障害を併せ有する児童生徒の状況や教育的対応も課題である。

それらの児童生徒も含め、「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒」^{※(4)}を対象として、在籍する児童生徒の障害の状況に関する事項、教育課程や指導内容に関する事項、指導体制や環境整備に関する事項を課題として取り上げることとした。

これらの事項を調査・研究し、「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒」の教育課題を整理するとともに、各教育現場や研究機関等における教育研究の課題として提起することとした。^{※(5)}

※(1) 巻末資料「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒に関する調査(まとめ)」の中で整理している。

※(2) 様々な障害種とは、ここでは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱に留まらず、自閉症、言語障害、情緒障害などを含み、また、それらの障害種を複数併せ有する場合などを含む概念として考えている。

※(3) 本報告書の第1章第2節、第3節で整理している。

※(4) この研究では、対象となる子どもの範囲や区分や定義について検討している。その際に、「特別支援学校における障害の重複した子ども・・」とした研究の標題が、「重複障害学級」に在籍する児童生徒に限定した印象を想起させるのではないかとの観点で議論をした。対象

を限定する印象を避けるために、より中立的な表現を工夫し、以後、「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒（子ども）」として表記することとした。この研究で行った調査では、「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒に関する調査」を標題としている。

※（５）この研究は、「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒」の実態を把握し、教育課題を整理し、それらを各教育現場や研究者及び教育行政担当者と共有することである。もって、「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒」の教育の充実に寄与することができると考えた。

2 研究体制

○研究分担者： 大崎 博史(教育研修情報部 主任研究員)(H22研究代表者, H21副代表者)
笹本 健 (教育相談部 上席総括研究員)(H21研究代表者, H21重複障害教育班長)

齊藤由美子(教育研修情報部 主任研究員)(H22副代表者)

松村 勘由(企画部 上席総括研究員) (H22重複障害教育班長)

○研究協力者：

横尾 俊 (教育相談部 主任研究員) (H22)

中澤 恵江(企画部 上席総括研究員) (重複障害教育副班長)

西牧 謙吾(教育支援部 上席総括研究員)(病弱教育班長)

井上 昌士(教育支援部 総括研究員) (知的障害教育班長)

長沼 俊夫(教育支援部 総括研究員) (肢体不自由教育班長)

廣瀬由美子(教育支援部 総括研究員) (自閉症教育班長)

小田 候明(教育研修情報部 総括研究員)(聴覚障害教育班長)

小林 倫代(教育研修情報部 総括研究員)(言語障害教育班長)

笹森 洋樹(発達障害教育情報センター 総括研究員)(発達障害教育班長)

田中 良広(教育相談部 総括研究員) (視覚障害教育班長)

研究組織は、研究活動の中心となる研究分担者4名と研究協力者10名で構成している。

- ・研究分担者は、研究の企画と実施の中心となって活動した。
- ・研究協力者は、各研究班長が担い、それぞれの障害領域の現状や課題に関する情報や知見の提供を行うとともに、この研究全体について示唆を与えた。

3 研究の内容

(1) 重複障害、重複障害者に関する概念の整理

重複障害、重複障害者に関する概念の整理を行う。併せて、研究の対象となる児童生徒等の教育課程、研究の内容等を文献研究等で検討・整理した。

(2) 特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒等の現状の把握

特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒等の障害の状況、指導内容・指導体制、指導の工夫及び課題などの現状をアンケート調査ならびにインタビュー調査で把握した。

※ 本研究では、対象となる児童生徒を障害の重複した（以下、「特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒」という）と呼称し、これまでの重複障害学級在籍者だけでなく、単一障害学級の在籍者を含め、障害の種類、程度とその重なり状況を広範囲に捉え、特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化の現状を把握することとした。

(3) 一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援を行うための教育課題とその研究の在り方の整理・検討

特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒等の現状を把握し、一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や支援を行うための教育課題とその教育研究の在り方を整理・検討した。

4 研究の実施状況

(1) 複数の種類の障害を併せ有する子どもの概念の整理（平成21年度）

①重複障害に関する法令、制度の文献研究

- ・ 重複障害に関する法令、制度の文献研究
- ・ 教育課程についての文献研究
- ・ 諸外国における重複障害の定義と教育的対応についての文献研究

②複数の種類の障害を併せ有する子どもの概念の整理

(2) 研究の方向性の検討（平成21年度）

①特別支援学校教員等による懇談会の開催（平成21年度）

- ・ 今後の研究活動を進めるためのベースとなる資料を収集するため、教育の現状と課題等をテーマに意見交換

②学校視察

- ・ 今後の研究活動を進めるためのベースとなる資料を収集するため特色のある特別支援学校・訪問調査及び情報収集

(3) 調査・研究の実施（平成21年度，平成22年度）

①アンケート調査の企画・実施

- ・特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒に関する悉皆調査の実施(学校の基本的事項，複数の種類の障害を併せ有する児童生徒の教育体制に関する事項，複数の種類の障害を併せ有する児童生徒の状況に関する事項)

②インタビュー調査の企画・実施

- ・各障害種別の特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒に関してのインタビュー調査の実施（特別支援学校各障害種別毎に各2校）
- ・各障害種別に専門的知見のある教員へのインタビュー調査を実施

(4) 調査・研究の整理とまとめ（平成21年度，平成22年度）

①中間まとめの作成（平成22年3月）

- ・1年次の研究・調査のまとめ作成（内部資料・非公表）（平成21年度末）
（懇談会，学校訪問調査，重複障害等の概念等についての資料及び検討結果の整理を行った。）

②アンケート調査の速報の作成

- ・アンケート調査の速報を作成し，Webサイトにて公表
調査結果の数値データの集計結果（暫定値）を掲載した。

③研究成果報告書の作成

- ・研究全体を研究成果報告書としてまとめた。

